

川崎市告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市大師コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市コミュニティセンター条例（令和6年川崎市条例第6号）第4条第3項の規定により告示します。

令和8年1月8日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市大師コミュニティセンター 川崎市川崎区東門前2丁目1番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12 (名称) 公益財団法人かわさき市民活動センター (代表者名) 理事長 竹迫 和代
指定期間	令和10年3月5日から 令和16年3月31日まで